

## 第 4 施策の方向性と事業の取組方針

	方向性	審議会における意見等	県の考え方	中間案への反映箇所
意識の壁	<b>1 地域社会への更なる理念啓発</b> (1) シンポジウム等の開催や町内会・自治会、民生委員等との連携による理念啓発 (2) 国際理解教育や人権教育の強化 (3) 市町村に対する理念啓発 (4) 庁内の保健福祉・教育・共同参画社会等関係部署における多文化共生の意識向上	No.1 市町村の課題やニーズを把握するだけでなく、外国人のコミュニティ参画を市町村が主体的に支援できるよう、更に踏み込んだ働きかけが必要である。	多文化共生に関する理念については、これまでの意識啓発に係る取組等を通じ、一定程度浸透したと思われる一方で、市町村間に意識の差異が見受けられる部分もある。今後も、定住外国人にとって身近な支援機関である市町村を中心に一層の理念浸透を図ることとし、市町村自らが外国人支援に取り組めるよう、その課題やニーズ等を把握することはもちろん、県として必要なサポートを行っていくこととする。	P4 ○最終的には、外国人県民にとって身近な支援機関である市町村自らが外国人支援に取り組めるよう、県として必要な支援を行っていきます。  【第 2 基本理念と基本方針】
		No.2 啓発ツールを作成するだけでなく、例えば教育関係のツールであれば、教員一人一人に行き渡るよう教育委員会に働きかけるなど、効果的な配布方法を検討すべきである。	今後も理念啓発に向け各種啓発ツールを作成することとしており、ツールごとの目的や対象者等をしっかりと踏まえながら、より効果的な配布・周知の方法を検討することとする。あわせて、以前に作成したツールの周知状況や効果等を分析し、今後活かすことも必要と考えている。	P21 P22 ○地域や職場、学校など様々な場面で啓発を行うとともに、県民意識調査を活用するなどして効果検証を図り、より効果的かつきめ細やかな取組を行いながら、多文化共生社会の理念への理解を深めることとします。また、保健福祉、教育、住民窓口等を担当する行政機関との連携を強化するとともに情報共有を図ります。  ○教育委員会と連携し教材を作成・配布するなど、教育現場でより効果的な啓発が図られるよう支援します。
		No.3 学校教材を作成し有効に活用するためには、教育委員会との連携は非常に重要である。児童の意識改革の前に教員の意識改革を図り、教材を活用したより良い学びにつなげてほしい。	知事部局と教育委員会の連携は非常に重要であり、多文化共生施策を進める上でも重視しているところ。庁内の連絡会議等を活用し、今後も適切かつ緊密に連携を図りながら、学校現場での有効な教材活用などの取組を進めていきたい。	
		No.4 地域社会の意識を変えるのは難しい問題であり、その方法となると更に難しい。これまでシンポジウムやセミナーを開催することで、意識の変化にどの程度の効果があったのか。それらを踏まえ、今後の対応や戦略を考えるべきではないか。	意識を変化させることが困難なことは同様の認識である。これまで実施しているシンポジウムや研修会、相談体制の整備などの取組に関する効果等も踏まえ、そうした取組がどの程度、意識の変化に繋がったのか把握に努め、今後の対応や戦略を検討することとしたい。	
	<b>2 地域と外国人県民との連携強化</b> (1) 町内会・自治会や市町村が実施する各種行事、防災訓練への参加促進、防災知識や防犯知識の醸成 (2) 地域、行政における外国人材活用の推進 (3) 地域活動への参加促進、コミュニティリーダーの育成	<b>主な取組</b>		【第 4 施策の方向性と事業の取組方針】
	○シンポジウム・研修会等の開催、啓発グッズの作成・配布 ○研修会・勉強会の開催及び適切な情報共有 ○職員連絡会議等の開催による情報提供・共有等 ○県・市町村防災担当課との情報連絡会議	○学校教材（DVD等）の作成・活用 ○市町村訪問によるニーズ把握及びフォロー ○防災・防犯のテキスト作成、学習会の開催 ○技能実習生等と地域の共生推進		

	方向性	審議会における意見等		県の考え方	中間案への反映箇所
言葉の壁	<b>3 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供</b>  (1) 公共機関における多言語及びやさしい日本語による情報発信（生活情報、医療保健福祉情報、災害情報等）に関する関係機関への意識啓発及び行政資料の多言語化 (2) 各種通訳ボランティア等の活用促進 (3) 大規模災害発生時等、市町村間や県域を越えた広域連携による多言語化体制の構築 (4) 多言語活用ICTツール等の情報提供	No.5	翻訳ソフトを使った表示や案内が多く見受けられるが、精度が低いものも多い。ネイティブによる確認などのサポートが必要である。	定住外国人はもちろん海外旅行客などにとっても、分かりやすい多言語案内標記等は非常に重要である。行政窓口やホームページ等における多言語表記については、県の関係機関や市町村とも情報共有を図りながら、利用者の視点に立った多言語表示の提供や確認に努めることとする。	P27  ○関係機関と情報共有を図りながら、利用者の視点に立った多言語表示の提供や確認に努めます。  【第4 施策の方向性と事業の取組方針】
		No.6	医療通訳について、これまで日本語さえできれば資格は求められなかったが、全国的に資格認定の動きが出ている。今後、医療通訳ボランティアの不足が予想される状況の中、県としてどのような取組が考えられるか。	訪日外国人や外国人労働者の増加に伴い、医療機関の利用も増加することが想定される中、有資格の医療通訳者という視点は重要である。外国語を話せる医師や自ら通訳ができる医師などの情報は一般的に提供されていると認識しているが、今後は医療通訳に求められる専門性も意識するとともに、国の動き等も注視しながら医療通訳の需要や現場の実情等を踏まえ、活用状況等について研究していくこととしたい。	P26 P27  ○生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語や、やさしい日本語による提供するとともに、通訳ボランティア等の活用の推進や情報提供、関係機関に対する多言語対応の啓発を行います。  ○医療通訳の可能な医療機関について周知を図ります。また、医療通訳の活用について、実態等を把握しながら必要な対応を検討します。  ○保健福祉等の行政機関、医療機関等に対して、情報の多言語化等の推進について啓発するとともに、専門性を有する通訳の活用が進むよう、関係機関との情報共有に努めるなど、効果的な周知広報を行います。  【第4 施策の方向性と事業の取組方針】
		No.7	病院で外国語ができるスタッフの一覧を作成しておき、外国人が来院した際は、一義的に病院のスタッフを活用し、困難な場合は県国際化協会（MIA）などの団体と連携し協力を依頼するというスキームは考えられないか。今後5年の間に外国人の更なる増加が想定されるため、第3期計画の期間中に対応すべきである。	あわせて、県保健福祉部と医師会間のネットワーク等を活用しながら、庁内の情報共有に努めていくこととしたい。また、円滑な医療機関の利用のために、県保健福祉部から医療通訳ボランティアの積極的な活用を呼びかけており、今後も引き続き活用を促していく。	
		No.8	有資格者による医療通訳は医療ツーリズムなどを想定していると考えられ、そうしたケースに備えて必要な体制を整備することが必要である。一方で、医療保険が適用されないため活用しづらいという声も病院側にあるようだ。そのため、資格を有する通訳者をどのような条件で活用できるかといった情報に注視する必要がある。そうした問題を継続して調査・研究するような取組を、第3期計画の中に位置付けてはどうか。		
<b>主な取組</b>					
○住民窓口案内表示等における多言語化の推進及び適切な内容確認      ○医師会等に対し利用可能な資料・制度に関する情報提供依頼 ○医療通訳等の各種ボランティアの活用促進      ○行政(住民窓口、保健福祉担当課等)に対する通訳活用の情報提供 ○災害時通訳ボランティア事業の実施（ボランティア数の増加に向けた更なる調整） ○県・市町村防災担当課との情報連絡会議【再掲】      ○多言語ICTツールの言語・目的別整理及びHP等による情報提供					

	方向性	審議会における意見等	県の考え方	中間案への反映箇所
言葉の壁	<b>4 多様な学習支援による地域社会への適応力向上</b> (1) 学習希望者の多様なニーズに応じた日本語学習の支援 (2) 外国人の児童・生徒に対する日本語指導の充実 (3) 児童・生徒の保護者への支援についての配慮，関係機関との連携	No.9 東北大学の学生など，外国人へのサポート供給が豊富にある機関等と縦割りの壁を越えて連携し，スマートフォンなどを活用した遠隔による日本語学習支援なども可能ではないか。	スマホアプリやスカイプなど新たなツールを活用した学習支援の可能性については，市町村にも情報提供の上，ニーズ等を把握するとともに，他県の実施状況なども踏まえ効果的な手法を研究していくこととする。	P29 ○引き続き日本語講座の充実を図るとともに，地域の特性や学習者のニーズ等を踏まえた日本語学習支援や，ICTの活用等を含む学習支援のあり方について検討します。  【第4 施策の方向性と事業の取組方針】
		No.10 日本語講座開設数と相談体制の整備状況について達成率が低いのではないかと。	日本語講座に関する地域ごとの需要と供給のバランスや成功事例等も踏まえ，レベル別の講座設定や安定的な講師確保の手法など，日本語講座のあり方全般について今後市町村とともに検討していくこととする。	
		No.11 上級の日本語講座はニーズが高いため検討してほしい。		
	<b>主な取組</b>			
○日本語講座の実施 ○地域の特性や学習ニーズなどを踏まえた，ICT活用等を含む日本語学習のあり方検討 ○多言語ICTツールの言語・目的別整理及びHP等による情報提供【再掲】 ○県教委による非常勤講師の配置，市町村教委による指導補助者の配置 ○みやぎ外国人相談センター，教育機関，保健福祉担当課，市町村等との連携促進（定期的な連絡会議の開催及び適切な情報共有）				

	方向性	審議会における意見等	県の考え方	中間案への反映箇所
生活の壁	<b>5 相談体制・生活支援の体制強化</b> (1) 相談体制等の強化に向けた関係機関の連携、相談技術の向上等による支援体制の強化 (2) 出産・子育ての悩みを抱えている方や支援を必要としている方への支援、関係機関による連携	No.12 地域に長く住み、様々な経験をしている先輩外国人を一つのロールモデルとし、日本の文化に慣れるためのアドバイスなどを今までの経験も踏まえて情報提供してもらう取組はどうか。	県や県国際化協会（M I A）では定期的にシンポジウム等を開催し、地域に根ざして生活している外国人の方々から日本に定住した経緯や経験談、成功事例などを提供してもらう機会を設けている。今後もそうした取組を継続するとともに、市町村とも連携し、地域の中で外国人同士が適宜情報交換をし合う場を提供するような取組を検討していきたい。	P34 ○外国人県民と地域住民が互いの文化・習慣等の違いを理解できるよう、交流会や勉強会の開催を通じ、両者が触れ合える機会を提供するとともに、「食」「観光」「文化」などの視点も踏まえ、より関心が高まるような取組となるよう努めます。 ○外国人コミュニティにおけるつながりを強化し、外国人同士において知識と経験を共有できる場の提供に努めます。 <b>【第4 施策の方向性と事業の取組方針】</b>
		No.13 市民協働の視点から、NPOやソーシャルベンチャー等を県が育て、民間ベースでの支援の枠組みを強化していくことも必要。企業であればCSR（企業が自らの事業活動により環境や社会に及ぼす影響への責任）活動の取組といった中での支援など、地域の中で民間ベースの支援の輪を拡大する考え方もある。	市民協働や企業のCSR活動は、今後も非常に重要になっていくと考える。市町村やNPOとの役割分担等も踏まえ、今後の取組を検討していくこととしたい。また、第3期計画では、日本人学生が取り組んでいる就職活動の様子を発信する取組を、外国人留学生を主体にした新たな取組なども検討しており、そうした機会を捉えながら、CSRの考え方もある。企業とも情報交換することとしたい。	P31 P32 P37 ○（県は）市町村やNPOとの役割分担等を踏まえた上で、事業者に対して必要な支援を行います。 ○事業者としての社会的責任や影響等を踏まえ、取り組み可能な支援を行います。 <b>【第4 施策の方向性と事業の取組方針】</b> ○今後も外国人労働者の増加が見込まれる状況等を踏まえ、事業者は、多文化共生社会の形成において重要な役割を担うこととなります。そのため、多文化共生の理念について一層の理解を進めるとともに、各々の事業活動において、県や市町村が実施する多文化共生の推進に関する施策に協力します。 <b>【第5 計画推進のために】</b>
<b>主な取組</b>				
○みやぎ外国人相談センターの設置及び活用促進に向けた更なる周知 ○研修会・勉強会の開催及び適切な情報共有【再掲】 ○市町村訪問によるニーズ把握及びフォロー【再掲】 ○みやぎ外国人相談センターの設置及び活用促進に向けた更なる周知【再掲】 ○みやぎ外国人相談センター、教育機関、保健福祉担当課、市町村等との連携促進（定期的な連絡会議の開催及び適切な情報共有）【再掲】 ○市町村における母子保健に関する取組状況の調査及び共有				

	方向性	審議会における意見等	県の考え方	中間案への反映箇所	
生活の壁	<b>6 就労支援の促進</b> (1) 国の動き等を踏まえた外国人材の受け入れに向けたあり方検討 (2) 事業者への雇用に関する情報提供や、雇用促進に向けた啓発 (3) 就職や就労定着に向けた支援及び情報提供	No.14	(本審議会において多文化共生について議論するにあたり) 対象を「定住外国人」とひとくくりにする、イメージがつかみづらい。留学生や技能実習生など切り口ごとに分けるなどしっかりした軸をつくり、それらのカテゴリーごとに対策を考える必要がある。	今後の第3期計画の策定においては、在留資格や家族構成、居住市町村の支援体制など、定住外国人の有する様々な背景等も踏まえながら、ターゲットとゴールを明確にするなど、きめ細やかに効果的な取組を検討していくこととする。	P4 ○外国人県民が有するそれぞれの背景等を踏まえ取り組みの対象を明確にするとともに、計画期間内の年度ごとに事業計画を立てるなど、PDCA(計画→実行→評価→改善)を徹底します。 <b>【第2 基本理念と基本方針】</b>
		No.15	企業側も、ダイバーシティー経営など時代に合わせた意識改革が求められている。チャレンジ精神のある企業にアプローチしていく施策を検討してはどうか。	新たな在留資格の創設などが決定された国の方針を受け、今後、外国人就労は大きく拡大することが予想される。こうした動きも注視しつつ、外国人労働者を取り巻く状況の変化や、それに伴い県として戦略的にどのような分野で外国人材の活用を進めるべきか等の方向性を踏まえながら、先進事例なども参考により多文化共生の枠組みにおいて具体的な取組を検討していくこととする。	P32 P33 P37 ○国の動きや先進事例等も踏まえながら、外国人材の受入体制のあり方や今後求められる取組等について検討を図り、必要な取組を行います。 <b>【第4 施策の方向性と事業の取組方針】</b>
		No.16	企業に対し外国人雇用を呼びかけるだけではなく、先進事例や成功事例に焦点をあて、周知すべき。		
		No.17	外国人労働者の数だけではなく、質の変化も考慮すべき。また就労可能な外国人のうち、どの程度就労しているのか。	外国人労働者が増加する中で、その質の変化も把握・分析することは重要である。どのような把握方法があるか、他県の事例等も踏まえ今後研究していくこととする。	○今後も外国人労働者の増加が見込まれる状況等を踏まえ、事業者は、多文化共生社会の形成において重要な役割を担うこととなります。そのため、多文化共生の理念について一層の理解を進めるとともに、各々の事業活動において、県や市町村が実施する多文化共生の推進に関する施策に協力します。 <b>【第5 計画推進のために】</b>
		No.18	技能実習生は技能を習得するために来日しているという前提があるため、企業や監理団体側としては、交流会などに参加するよりも、まず職場に来て働いてほしいという考えであり、交流会等への参加を快く思わないケースもあると聞いている。交流会等への参加を促す前に、企業や監理団体との信頼関係を構築することから始めてはどうか。	労働者、企業、そして両者をつなぐ団体等の立場や関係性は重要であり、最大限尊重し配慮することとしたい。一方で、技能実習生等の日常生活や地域との関係性も大事な部分であると考えている。技能実習生等が、地域の中で技能を身に付けながら安全・安心な生活を送り、数年後に自国での更なる技能の発展に向け帰国するためにも、地域との交流の場は必要だと考えている。	P34 ○外国人県民と地域住民が互いの文化・習慣等の違いを理解できるよう、交流会や勉強会の開催を通じ、両者が触れ合える機会を提供するとともに、「食」「観光」「文化」などの視点も踏まえ、より関心が高まるような取組となるよう努めます。 <b>【第4 施策の方向性と事業の取組方針】</b>
<b>主な取組</b>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>○有識者会議による外国人労働者の受け入れに向けた検討</li> <li>○雇用促進に向けた事業者セミナー開催、啓発パンフレットの作成・配布</li> <li>○就職や起業支援、就労定着のための情報提供</li> <li>○外国人留学生を対象とした就職セミナー等の実施</li> </ul>					

	方向性	審議会における意見等	県の考え方	中間案への反映箇所
生活の壁	<b>7 文化・習慣等の相互理解の促進</b> (1) 定住外国人と地域住民との交流促進等 (2) 子どもの母国語や母国文化の学習に関する支援及び啓発	No.19 宮城県は「食材王国みやぎ」を掲げるなど食文化が豊かな地域であり、人は食べることに對して非常に興味関心が高い。「文化・習慣」という堅いイメージではなく「食」を切り口にした交流を取り入れてはどうか。	第3期計画における取組として「技能実習生等と地域の共生推進」を掲げており、そうした取組の中で「食」など一般に関心が高いツールを相互理解の手法として活用することを検討したい。	P34 ○外国人県民と地域住民が互いの文化・習慣等の違いを理解できるよう、交流会や勉強会の開催を通じ、両者が触れ合える機会を提供するとともに、「食」「観光」「文化」などの視点も踏まえ、より関心が高まるような取組となるよう努めます。 ○外国人コミュニティにおけるつながりを強化し、外国人同士において知識と経験を共有できる場の提供に努めます。 <b>【第4 施策の方向性と事業の取組方針】</b>
		No.20 語学や文化を学ぶ大学生を巻き込み、生活支援のためのプロジェクトを立ち上げ、日本の学生と留学生が生活支援という視点で交流するような取組はどうか。	本県への留学生が増加傾向にある中、日本人学生との交流という視点は重要である。東北大学が事務局を務め留学生の就職支援を行っている「東北イノベーション人材育成コンソーシアム」には県も参画していることから、生活支援の部分で交流を図れるような取組を提案し、検討していくこととしたい。	
		No.21 外国人を支援するという視点は非常に重要である一方、地域住民に負担を強いるだけでは共生の実現は困難である。意識を変えることのインセンティブを提示しながら地域交流の活性化につなげるべき。一例として、少子高齢化が課題である地域において留学生を交えて町おこしに取り組むなど、ウィンウィン(win-win)の関係を支点として共生社会を作っていくのはどうか。	ウィンウィンはあらゆる関係性における基本である。地域の文化遺産などを掘り起し、観光と結び付けるなどして、地域と外国人の双方にとってメリットにつなげられるような取組を、先進的地域の視察なども踏まえながら検討していきたい。国際企画課やアジアプロモーション課では、日本文化や食文化のPRにも取り組んでおり、多文化共生の分野に活用できる可能性もあると考えられる。	
		<b>主な取組</b>		
○技能実習生等と地域の共生推進【再掲】 ○LGBT等への対応など新たな課題に対する意識啓発 ○外国籍児童の受入時における母国への理解と尊重の啓発				

その他	審議会における意見等		県の考え方	中間案への反映箇所	
	No.22	定住外国人のみならず、インバウンドの受入に向けた対応力の向上も必要である。	多文化共生社会の実現に向けた取組はインバウンドへの対応力にもつながるものと認識している。インバウンドの視点も意識しながら第3期計画の策定に取り組んでいくこととする。	P34	○外国人県民と地域住民が互いの文化・習慣等の違いを理解できるよう、交流会や勉強会の開催を通じ、両者が触れ合える機会を提供するとともに、「食」「観光」「文化」などの視点も踏まえ、より関心が高まるような取組となるよう努めます。  【第4 施策の方向性と事業の取組方針】
	No.23	研修会等で得られた情報を市町村が共有し合う場が必要である。	市町村間の情報の共有は重要と考えており、今後は研修会等の実施後に概要資料を配布するなど事後のフォローにも取り組むこととする。	P21	○保健福祉、教育、住民窓口等を担当する行政機関との連携を強化するとともに情報共有を図ります。  【第4 施策の方向性と事業の取組方針】
	No.24	県が実施した外国人県民アンケート調査結果の回答者数は県全体2%程度であり、この結果に基づき計画を策定するのはリスクがある。残り98%の外国人の声を今後どのように集約し、計画に反映させるのか。	外国人県民アンケートの回答率は必ずしも高いとはいえないと認識しており、アンケート結果も参考にしながら、他自治体の情報や県内市町村へのヒアリング、JET事業のネットワークなどを活用し様々な意見を収集・集約した上で、第3期計画の策定に反映させていくこととする。		—